

(各関係団体の長) 様

農 政 部 長
水 産 林 務 部 長
建 設 部 長

北海道公共測量作業規程の一部変更について

道が発注する測量関係業務等につきましては、日頃より多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づき、平成20年10月1日から適用している北海道公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）を次のとおり一部変更し、令和5年7月1日から適用しますので、各会員様への周知についてよろしくお願いいたします。

なお、変更後の作業規程については、測量法第34条に定める作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、最終改正：令和5年3月31日国土交通省告示第250号）（以下「準則」という。）を引き続き準用することから、従前同様、読替規定により対応することとします。

記

1 準則の主な改正内容について

(1) 公共測量マニュアルを反映

作業規程の準則第17条（機器等及び作業方法に関する特例）第3項に基づく以下のマニュアルについて、これまでの公共測量における実績等に基づき、新たに準則に反映しました。

- ・電子基準点のみを既知点とした3級基準点測量マニュアル（案）
- ・UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）
- ・車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）
- ・航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）

(2) 空中写真測量におけるフィルムカメラによる撮影の廃止

近年、航空撮影用フィルム製造が廃止され、実質的にフィルム航空カメラによる撮影を行うことがなくなりました。このことに伴い、フィルム航空カメラによる撮影を前提とした規定を廃止しました。ただし、過去の成果として保有するフィルムを数値化し、数値地図を作成することは、これまでと同様に実施することができます。

(3) 基準点標識の埋設方法及び標準図式の追加

基準点の埋設方法の規格に、新たに地下埋設方式を追加しました。また、数値地形図の標準図式記号に、「管渠型側溝」を追加しました。

2 準則の入手方法について

国土地理院のホームページにおいて公開されていますので、ダウンロードしてご使用ください。

(国土地理院ホームページ)

<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html>

3 その他

今回の改正に伴う作業規程の変更承認申請は不要なことから、国土地理院に提出する「公共測量実施計画書」における「作業規程」欄への記載事項は、従前同様、次のとおりとなります。

(1) 書類提出年月日 平成20年 5月 8日

(2) 承認年月日 平成20年 5月23日

(3) 承認番号 国国地第74号

農政部農村振興局事業調整課技術指導係
水産林務部総務課管理係
建設部建設政策局建設管理課技術管理係